令和８年（フ）第５３７号
福岡市博多区博多駅前４丁目31番３－302号　ダイアパレス博多駅前
破産者　峰　　恵理
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７６２号
福岡市博多区博多駅南３丁目16番13－801号　フレーヌ
破産者　永吉　道也
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７８１号
福岡県朝倉郡筑前町新町441番地１　ひまわりハウス武井弐番館103号
破産者　平田　徳男
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８６１号
福岡市東区土井３丁目４番10－207号　アトランティ土井
破産者　古川　雄基
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８７２号
福岡市博多区比恵町１番12－701号　ル・ポルト・ボヌール
破産者　宇都宮　惇
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９５１号
福岡県糸島市志摩新町496番地２、前住所群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢2032番地2172　ＡＲＥＡ軽井沢104
破産者　岡本　淳治
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０２３号
福岡市早良区野芥２丁目29番22－101号　フルールＡ棟
破産者　梅野　晃輝
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０８０号
福岡市南区桧原５丁目16番24－606号　エクレール桧原Ⅱ
破産者　永尾　敢也
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０９８号
福岡県大野城市山田２丁目14番１－203号
破産者　堺　　遼
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１６３号
福岡市早良区原６丁目10番１－506号　ドリームライツ原
破産者　真次　浩二
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第２号
大分市大字中戸次4076番地８棟304号、開始決定時の住所大分県別府市大字南立石871番地の１シャルマンヴィルＥ棟101号
破産者　熊谷　智徳
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１８９号
青森県弘前市大字東城北一丁目５番地17
破産者　布施　博之
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第２７号
青森県弘前市大字大町一丁目24番地２　ソレイユ・Ｋ　103号、旧住所青森県弘前市大字品川町106番地　シャーメゾンブリーズ103号
破産者　棟方　典子
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第９号
秋田県大仙市豊岡字上野18番地12
破産者　佐川　晃平
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第１１号
秋田県大仙市新谷地字吉清館21番地４
破産者　佐藤　　武
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第２７号
秋田県仙北市角館町岩瀬下夕野４番地９
破産者　藤元　瑛久
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第９４６号
横浜市栄区犬山町73番10号
破産者　小野　雅弘
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００７号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡１丁目12番15号　アスール松が岡103
破産者　小林　好孝
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００８号
横浜市鶴見区潮田町２丁目129番地３　パウロニアバレーテイク９鶴見502号
破産者　尾仲　尚樹
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部